

医療技術政府調達の手続フロー・チャート

- 凡例：
- 全ての調達について実施
  - 開発・改造案件及び原則として80万SDR超の調達額と見込まれる調達
  - 原則として、供給者からの資料等の提出を求めなければ適切な仕様等を決することが困難な案件(80万SDR以上の調達額と見込まれるものに限る)
  - 上記以外のもの

資格審査手続

資格審査

毎年、資格審査のための招請を官報に公示。国外での営業も考慮。資格審査の結果を書面で通知。

将来の調達計画等

年度当初の官報公示(基準額以上)

調達情報提供(基準額未満も含む)

各病院毎の年間調達見通し(20品目)等公表  
短期的、予算上の留保を付した上で長期的調達見通しの情報につき話し合い

会合の開催(基準額未満も含む)

意見招請手続等

市場調査のための資料提供招請

年度開始前/年度開始に資料提供招請につき官報公示

資料提供期限

少なくとも45日

仕様書案作成完了の旨の官報公示

少なくとも30日

仕様書案に対する意見等の提供期限

少なくとも45日

一般競争契約の実施の徹底

随意契約の場合

入札手続

入札公告

随意契約の事前公示

入札前説明会

原則として50日  
(50日が不可能な場合であつても最低40日)

少なくとも30日

入札締切

少なくとも40日

最低価格方式による評価

総合評価方式による評価

落札

落札の官報公示

契約

苦情処理手続等

苦情処理手続

不公正な入札の防止

社団法人日本医療技術協会

## 措置第IV章に定める機関の中央窓口一覧

機 関 名	中 央 窓 口	代 表 電 話	内 線	F A X
衆議院	庶務部会計課	03-3581-5111	(2323)	03-3581-9214
参議院	庶務部会計課	03-3581-3111	(2579)	03-3581-1020
最高裁判所	事務総局総務課	03-3264-8111	(3446)	03-3234-3529
会計検査院	事務総長官房会計課	03-3581-3251	(2268)	03-3581-8076
内閣及び総理府	大臣官房会計課契約係	03-3581-2361	(2322)	03-3581-2267
公正取引委員会	事務局長官房庶務課用度係	03-3581-5471	(434)	03-3581-1963
国家公安委員会(警察庁)	長官官房会計課調達係	03-3581-0141	(2243)	03-3581-0633
公害等調整委員会	事務局総務課会計係	03-3581-2361	(3516)	03-3581-9488
宮内庁	長官官房主計課支出負担行為係	03-3213-1111	(276)	03-3282-1541
総務庁	長官官房会計課審査係	03-3581-6361	(4148)	03-3506-1941
北海道開発庁	総務課総務第1係	03-3581-9111	(2325)	03-3581-1208
防衛庁	(未定)	03-3408-5211	-	-
経済企画庁	長官官房会計課契約係	03-3581-0261	(5129)	03-3581-9404
科学技術庁	長官官房会計課	03-3581-5271	(272)	03-3504-2684
環境庁	長官官房会計課決算係	03-3581-3351	(6170)	03-3593-8932
沖縄開発庁	総務局会計課	03-3581-2361	(4023)	03-5251-7177
国土庁	長官官房会計課決算係	03-3593-3311	(7153)	03-3501-5349
法務省	大臣官房会計課監査室	03-3580-4111	(2212)	03-3592-7112
外務省	大臣官房会計課調達室	03-3580-5257	(直通)	03-3581-9444
大蔵省	大臣官房会計課決算第1係	03-3581-4111	(2126)	03-5251-2162
文部省	大臣官房会計課総務班法規係	03-3581-4211	(2185)	03-3591-8140
厚生省	大臣官房会計課	03-3503-1711	(2212)	03-3508-1112
農林水産省	大臣官房総務課特定調達総括係	03-3502-8111	(2491)	03-3506-1935
通商産業省	大臣官房会計課	03-3501-1511	(2236)	03-3580-2493
運輸省	大臣官房会計課契約調達官	03-3580-3111	(5385)	03-3580-7804
郵政省	大臣官房財務部国際調達企画室国際係	03-3504-4241	(直通)	03-3504-0194
労働省	大臣官房会計課調達班契約係	03-3593-1211	(5112)	03-3502-2950
建設省	大臣官房会計課調達情報係	03-3580-4311	(2277)	03-5251-1923
自治省	大臣官房会計課支出負担行為調達係	03-3581-5311	(422)	03-3597-0065
北海道旅客鉄道株式会社	財務部資材課企画制度係	011-222-7131	(直通)	011-261-6814
東日本旅客鉄道株式会社	財務部資材課法規・品質管理係	03-3212-2657	(直通)	03-3712-2581
東海旅客鉄道株式会社	管財部資材課施設機械係	052-564-2538	(直通)	052-564-2535
西日本旅客鉄道株式会社	財務部資材課調達係	06-375-8991	(直通)	06-375-8862
四国旅客鉄道株式会社	財務部資材課計画係	0878-22-3990	(直通)	0878-22-3990
九州旅客鉄道株式会社	経理部資材課購買管理係	093-331-3504	(直通)	093-331-3504
日本貨物鉄道株式会社	財務部資材課購買係	03-3212-8908	(直通)	03-3285-0070
日本たばこ産業株式会社	総務部総務課	03-3474-3111	(2322)	03-5479-0340
日本電信電話株式会社	国際調達室	03-3509-8044	(直通)	03-3593-1794
国民金融公庫	庶務部用度課	03-3270-4111	(726)	03-3241-9479
住宅金融公庫	経理部会計課契約班	03-3796-6111	(296)	03-3796-6176
農林漁業金融公庫	庶務部庶務課	03-3270-2261	(338)	03-3270-2350
中小企業金融公庫	庶務部庶務課	03-3270-1261	(2511)	03-3270-1207
公営企業金融公庫	総務部庶務課庶務第2係	03-3581-0311	(30)	03-3506-1969
北海道東北開発公庫	事務部庶務課	03-3270-1657	(281)	03-3246-0776
社会福祉・医療事業団	経理部会計課	03-3438-9929	(直通)	03-3438-0219
中小企業信用保険公庫	経理部経理課	03-3270-2361	(8331)	03-3242-0043
環境衛生金融公庫	経理部経理課	03-3582-5416	(直通)	03-3582-4730
沖縄振興開発金融公庫	総務部総務課	03-3581-3241	(直通)	03-5511-8233
日本開発銀行	庶務部庶務課	03-3244-1860	(直通)	03-3270-8097
日本輸出入銀行	管理部総務課	03-3287-9445	(直通)	03-3287-9540
労働福祉事業団	経理部契約課契約班	03-3292-8871	(311)	03-3292-8836

## 1. 総則

- OECDコードへのコミットメント  
経済協力開発機構が採択している「資本移動及び経常貿易外取引の自由化コード」（「OECDコード」）の保険に関する規定へのコミットメントを再確認する。
- ウルグアイラウンド多国間貿易交渉の最終条約案へのコミットメント  
ウルグアイラウンド多国間貿易交渉の最終条約案中の内国民待遇及び最恵国待遇の原則、及び保険に係るコミットメントを再確認する。

## 2. 日本における保険制度改革

- 保険制度改革の現状  
「国家行政組織法」第8条に基づき設立された保険審議会が、1992年6月にとりまとめた答申に含まれている提言に基づき、現在、保険分野の法律及び規則の改革を準備している。現在、同審議会の下の法制懇談会において改革の法律的な問題について鋭意検討が行われている。保険制度改革に伴う保険業法等の改正法案の国会提出は、できれば1995年中に行うことを予定している。
- 保険制度改革の指針  
保険制度改革は保険審議会の答申に則り、下記の3指針に従い行われる。
  - ・規制緩和、自由化による競争の促進、事業の効率化
  - ・健全性の維持
  - ・公正な事業運営の確保

## 3. 透明性

- 行政手続法の制定  
処分、行政指導及び届出に関し共通する手続を定めることによって、行政運営における公正の確保と、透明性の向上を図り、以て国民の権利と利益の保護に資することを目的とする行政手続法が、第128国会において成立した。  
行政手続法に関連する規定は、行政手続法の全政府的実施スケジュールに基づき実施される。保険分野に関連する規定の実施は、現時点では1994年11月までになされることが期待される。
- 一般的に適用される措置の収集及び公表  
日本における保険供給に関して、行政手続法の定めるところに従い、以下を確認する。
  - ・保険供給の免許及び新商品・料率の認可に関する基準は、行政上特別の支障がない限り、法律、政省令及び公開通達により、収集され、公表され、公衆に対し利用可能にされる。
  - ・口頭で行われる行政指導は、行政上特別の支障がない限り、要請に基づき書面で交付される。
  - ・同一の行政目的を実現するため一定の条件に該当する複数の者に対し行政指導をしようとするときは、行政機関は、あらかじめ、事案に応じ、これらの行政指導に共通してその内容となるべき事項を定め、かつ、行政上特別の支障がない限り、これを公表しなければならない。

○ 開発利益

「開発利益」とは、一定期間中は一定の商品についての他の保険事業者からの申請に対しては認可を与えないという、最初の開発者に与えられる利益をいう。

開発利益は、現在損害保険分野には存在しないことを確認する。

今後このような利益が導入される場合は、上記定義の下での独占使用権の範囲や付与期間を明確化する。

「範囲」には、既存の商品に適用されている開発利益に対し影響を与えることのないよう、認可を求める商品が既存の商品と十分に異なることを決定する基準を含む。

○ 諮問機関

日本政府が、保険供給に関する目的や機能をもったいかなる審議会、協会、委員会又はグループ等類似の組織（私的セクターの会員の参加を含む）を設立し又はこれらの組織に対して、正規の勧告者としての役割で定期的に勧告を求める場合、その機関に対して、できる限り、その会合の開催通知の公表及び日本に拠点をもつ利害関係保険会社及び仲介業者、もしくはそれらを代表する協議会又は組織のその会合への参加と陳述書の提出を認めることを強く要請する。

○ 業界団体等への参加

外国保険事業者は、日本において（社）生命保険協会、損害保険料率算出団体等、全ての業界団体に加入できる。

（社）日本損害保険協会は、日本政府の要請を受け、現地法人形態に加え、支店形態の外国保険会社の同協会への加入を可能とする定款変更を1994年1月に行った。

（社）生命保険協会、日本損害保険協会、損害保険料率算定会及びその他類似の組織が、外国の保険事業者及び保険仲介業者に対し、各組織が定める規則に従い、国内会社と同様の会費及びその他の義務に従うことを前提として、国内会社に与えられるのと同等の権利、特権及び機会を与えていることを確認する。

上記の権利、特権及び機会には組織の代表権及び支配権に関する権利、特権及び機会を含む。

○ 保険規制に係る情報へのアクセス

a. 保険審議会は、現在進められている保険制度改革に当たり、外国保険事業者の意見を十分聴取してきており、また、大蔵省銀行局保険部は、外国保険事業者と適宜、適切な意見交換を行ってきている。

b. 外国保険事業者及び保険仲介業者が、日本における保険提供に関連し又は影響を与える措置につき、国内保険事業者及び保険仲介業者同様に情報を受け、意見を述べ、政府職員と意見交換するための実質的で公平な機会を確保する。

c. 現在進めている制度改革の完了後、適宜実施する保険分野における規制の変更に関連して、外国保険事業者は、公平な競争機会を与えられるように、内国民待遇ベースで、情報へのアクセスが付与される。

以下の措置がこの目的を一層推進することになる。

- i. 定期的な意見交換に関心を持つ外国保険事業者及び外国保険事業者を代表する組織のリストの作成。
  - ii. 上記リストに掲げる外国保険事業者及び組織との、内国保険事業者及び組織と同程度の定期的会合開催及び事前の情報提供の実施。
- 届出及び申請に対する手続上の保護
- a. 特定の情報が国家公務員法で定義する「秘密」に当たるかどうかは、日本の裁判所が最終的に決めることを認識しつつ、「秘密」情報には、保険事業免許、商品、料率に関する一般人が通常入手できない、申請および届出にかかわる情報を含むことならびに、かかる情報は、ディスクロージャーが法的に義務づけられる場合を除き、秘密情報を漏らしてはならないという国家公務員の義務によって保護されているものであることを確認する。
  - b. 保険事業者が、同時に提出しうる新たな免許又は商品認可の申請書（料率、保険約款及びその他の種類の商品認可申請書を含む）の数の制限は、法律上にも慣行上にも存在しないこと及び当該事業者の既存の申請に対する審査が終了しているか否かを理由にして、保険事業者による追加の申請提出を制限する要件又は監督上の慣行は存在しないことを確認する。
  - c. 保険事業者が、免許、商品又は料率認可の届出又は申請を、その構成員が当該届出又は申請において、競争上の利害又は潜在的な競争上の利害を有している他の保険事業者、業界団体又はその他の第三者と、調整し又は協議するよう求められることはないことを確認する。上記にかかわらず、保険事業者は、法律に基づき設立された料率算出団体との間で当該団体が決定する料率に関して、相談することが義務づけられることがある。

#### 4. 規制緩和措置

##### ○ 商品及び料率の認可

- a. 保険商品及び料率に係る規制については、利用者の立場からは、競争の促進と事業の効率化を進め、安くて良い商品が販売されることが望ましいが、商品の安定的な提供を確保するための適切な契約者保護・保険事業の健全性に基づく措置を維持し、同じ立場にある利用者間の公平性を保険事業者が確保し、保険事業者のソルベンシーを維持し、及び支払不能、詐欺、債務不履行から消費者や保険金請求者を保護することもまた必要である。
- b. 引き続き事前認可の対象とする保険種類に関しては、ファイル・アンド・ユースやその他の可能な方法により、認可、審査を促進するシステムを導入し、審査要件及び期間を軽減させることにより、保険商品及び料率の認可のための申請審査手続を促進し、簡素化する。
- c. 損害保険料率については、現在、一定料率、範囲料率、標準料率、及び自由料率がある。標準料率、自由料率が適用される商品の種類、もしくは、リスクの種類を適切かつ合理的な契約者保護・保険事業の健全性に基づく措置の公正な適用の下で拡大する。
- d. 外国保険事業者は日本における商品認可申請のため、日本国外で収集された統計その他のデータをケース・バイ・ケースで当局が適当とみなした場合は使用することが容認される。

- 保険事業者及び保険仲介業者に対する免許付与
  - a. 保険提供のための免許申請書は、行政手続法を含む行政手続に関する法律に従って処理されることを確認する。
  - b. 免許申請に係る標準的な処理期間を定めるよう最大限の努力を行い、これを定めたときに公表する。
  - c. 免許申請が到達したときは、遅滞なく審査を開始する。
  - d. 免許申請を拒否する場合には、その理由を提示するよう最大限の努力を行う。
  - e. 行政手続法の成立に伴い、免許の審査基準を明確化し、更に保険制度改革の一環として、これを法律又は政省令に定める。その基準には、他の金融業態の例も参考に、財産的基礎、経営者の適格性等に係る基準を含めることとする。
  - f. 外国保険事業者が日本における免許付与の条件として、日本において未だ提供されていない保険商品の導入を要求されていないことに留意する。

- 保険ブローカー

- a. 保険ブローカーの役割は、利用者と保険事業者の間の仲介業者として働き、利用者のニーズに適した商品を開発させることを含め、複数の保険事業者の商品の中から利用者が自らのニーズに最も適した商品を購入できるよう尽力することにある。
- b. ブローカー制度の導入により保険消費者に対し保険商品に関する中立的なアドバイスが提供されることを期待する。ブローカーの目的は、生命保険募集人や損害保険代理店の目的とは異なる。ブローカー制度の導入が販売チャネルの多様化をもたらし、日本の保険市場における販売競争を促進することを期待する。その結果、所要の法改正を経たのち、保険制度改革の一環として、賠償資力の確保に係る規制及び代理店との兼営禁止を含む適切かつ合理的な契約者保護・保険事業の健全性に基づく措置の公正な適用の下、保険ブローカーは、日本において拠点を設立し、保険を供給することが可能となる。

- クロスボーダー取引

保険制度改革の一環として日本国籍の航空機及び日本国籍の外航船舶に対する海外直接付保を自由化する。

なお、宇宙への発射及び宇宙輸送（人工衛星を含む）については、別途所要の措置を採る。

## 5. その他

- 簡易保険

郵政省は、主として疾病、傷害及び介護の保障に係る保険商品について、その拡大又は変更の法律改正を国会に求める提案をする場合、その提案の形成に関し、情報を与えられ、コメントをし、郵政省職員と意見交換する公平で意味のある機会が、日本における外国保険事業者に対し、その要請により、与えられることを確保する。

- 独占禁止法の適用除外制度

保険審議会答申を参照しつつ、1995年度までに、保険業法に規定されている独占禁止法の適用除外制度の見直しを行う。